

岸和田だんじり会館、岸和田市営駐車場、岸和田城、
岸和田市二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園
指定管理者募集要項

令和8年7月

岸和田市
魅力創造部観光課
建設部公園緑地課

目次

1	指定管理者募集の目的	- 1 -
	（１）指定管理者制度導入の目的	- 1 -
	（２）施設の設置目的	- 1 -
2	施設の概要	- 1 -
	（１）岸和田だんじり会館	- 1 -
	（２）岸和田市営駐車場	- 1 -
	（３）岸和田城	- 2 -
	（４）岸和田市二の丸広場観光交流センター	- 3 -
	（５）千亀利公園	- 3 -
3	指定管理者が行う管理の基準	- 3 -
	（１）施設の休館（場）日	- 3 -
	（２）開館（場）時間及び利用時間	- 4 -
	（３）施設利用の許可及び制限に関する要件	- 4 -
	（４）利用許可等の行政手続	- 4 -
	（５）管理を通じて取得した個人情報の取扱い及び守秘義務	- 4 -
	（６）管理運営に関する情報の公開	- 5 -
	（７）利用料金制の採用	- 5 -
	（８）関係法令等の遵守	- 5 -
	（９）各種税の取扱い（インボイス制度への対応含む）	- 5 -
	（１０）市が推進する施策に準拠した管理運営	- 5 -
	（１１）暴力団等による不当介入や集会、集団行進及び集団示威運動への対応	- 6 -
4	指定管理者が行う業務の範囲	- 6 -
	（１）指定管理者が行う業務の範囲	- 6 -
	（２）留意事項	- 7 -
5	指定管理者の指定期間	- 7 -
	（１）指定の期間	- 7 -
	（２）留意事項	- 7 -
6	管理運営に要する経費等	- 7 -
	（１）施設の指定管理に係る指定管理料	- 7 -
	（２）光熱費の精算	- 7 -
	（３）賃金水準の変動への対応	- 8 -
	（４）その他（利用料金制を導入している例）	- 8 -
	（５）留意事項	- 8 -
7	指定管理者による自主事業	- 10 -
8	申請資格	- 11 -
9	複数の法人等による申請	- 12 -
10	指定の申請の手続き	- 12 -
	（１）募集要項等の配布等	- 12 -
	（２）現地説明会及び施設見学会の開催	- 13 -
	（３）質問事項の受付及び回答	- 13 -
	（４）申請書類の受付	- 14 -
11	指定管理者候補者の選定	- 16 -
	（１）申請資格の審査	- 16 -
	（２）指定管理者審査委員会による審査・選定	- 16 -
	（３）審査基準等	- 16 -
	（４）審査の方法	- 16 -
	（５）失格事項	- 16 -
	（６）審査結果の通知	- 16 -
	（７）審査結果の公表	- 17 -
	（８）その他	- 17 -

12	指定管理者の指定	- 17 -
13	指定管理者との協定の締結	- 17 -
	（１）協定の締結	- 17 -
	（２）指定管理料の決定	- 17 -
14	管理状況の把握と評価・監査	- 17 -
	（１）モニタリング	- 17 -
	（２）利用者の声の把握	- 17 -
	（３）事業計画書の提出	- 17 -
	（４）事業報告書の提出	- 18 -
	（５）連絡会議の開催	- 18 -
	（６）監査の実施	- 18 -
	（７）財務状況の確認	- 18 -
	（８）岸和田市指定管理者審査委員会への出席	- 18 -
	（９）その他	- 18 -
15	市と指定管理者との責任の分担	- 18 -
16	事業の継続が困難となった場合における措置	- 18 -
	（１）市への報告	- 18 -
	（２）指定管理者に対する実地調査等	- 18 -
	（３）指定管理者の指定の取消し	- 19 -
	（４）市に対する損害賠償	- 19 -
	（５）その他不可抗力の場合	- 19 -
17	その他	- 19 -
	（１）施設管理開始までにおける指定の取消し	- 19 -
	（２）業務の再委託	- 19 -
	（３）施設等の引継ぎ	- 19 -
	（４）利用許可等の引継ぎ	- 19 -
	（５）天災その他不可抗力の事態が発生した際の対応	- 19 -
18	問い合わせ	- 20 -
19	添付資料（配布物は配布資料一覧でご確認ください。）	- 20 -
	（１）だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園指定 管理者指定申請関係書類	- 20 -
	（２）だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園 説明会参加申込書（様式Ａ）	- 21 -
	（３）質問票（様式Ｂ）	- 21 -
	（４）基本協定書（案）及び年度協定書（案）	- 21 -
	（５）指定管理業務仕様書	- 21 -
	（６）リスク分担表	- 21 -
	（７）条例等	- 21 -
	（８）だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園 概要説明資料	- 21 -
	（９）各施設光熱費精算計算書	- 21 -
	（１０）岸和田市指定管理者制度における賃金スライド制度の運用手引き	- 21 -

岸和田だんじり会館、岸和田市営駐車場、岸和田城、 岸和田市二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園 指定管理者募集要項

岸和田だんじり会館（以下「だんじり会館」という。）、岸和田市営駐車場（以下「市営駐車場」という。）、岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）及び千亀利公園の管理運営業務を一体的かつ効果的・効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）、岸和田だんじり会館条例（平成 5 年条例第 2 号）第 13 条第 1 項、岸和田市営駐車場条例（平成 5 年条例第 21 号）第 13 条第 1 項、岸和田城条例（平成 19 年条例第 3 号）第 15 条第 1 項、岸和田市二の丸広場観光交流センター条例（平成 23 年 9 月 5 日条例第 22 号）第 5 条第 1 項、岸和田市都市公園条例（昭和 41 年 7 月 14 日条例第 15 号）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者募集の目的

（１）指定管理者制度導入の目的

岸和田市（以下、「市」という。）では、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理について、民間事業者等が持つ知恵や豊富な知識などを活用することにより、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、もって、市民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、市が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

また、施設の設置目的を最大限に発揮し、民間事業者の創意工夫により、新たな賑わいを創出するとともに、持続可能な“岸和田オンリーワン”の観光を実現します。

（２）施設の設置目的

- | | |
|------------|---|
| ア だんじり会館 | 岸和田だんじり祭を広く総合的に紹介し、観光及び文化の振興に資することを目的とする。 |
| イ 市営駐車場 | 道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。 |
| ウ 岸和田城 | 本市における観光、文化及び地域の振興に資することを目的とする。 |
| エ 観光交流センター | 本市の歴史、観光及び文化に関する情報提供を通じ、観光及び文化の振興を図るとともに、地域住民その他の者に憩いの場を提供する。 |
| オ 千亀利公園 | 市民に憩いと交流の場を提供するとともに上記の施設との連携を図り、歴史と文化の保存及び発信に資することを目的とする。 |

2 施設の概要

（１）だんじり会館

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ア 名称 | 岸和田だんじり会館（平成 5 年 9 月 1 日開館） |
| イ 所在地 | 〒596-0074 大阪府岸和田市本町 11 番 23 号 |
| ウ 施設の構造・規模等 | |
| 敷地面積 | 1,316.96 ㎡ |
| 建物規模 | 地上 3 階（一部 4 階） |
| 延床面積 | 2,305.92 ㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |

（２）市営駐車場

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ア 名称 | 岸和田市営駐車場（平成 5 年 9 月 1 日開場） |
| イ 所在地 | 〒596-0074 大阪府岸和田市本町 1819 番地の 7 |
| ウ 施設の構造・規模等 | |

敷地面積：1,162.39 m²

延床面積：69.66 m²

構造：木造平屋造

(3) 岸和田城

ア 名称

岸和田城（昭和 29 年 11 月 12 日築）

イ 所在地

〒596-0073 大阪府岸和田市岸城町 9 番 1 号

ウ 施設の構造・規模等

敷地面積：5,494.1 m²（管理の範囲は下記①～④であり、岸和田城庭園は管理外）

敷地内各施設の名称・構造・規模等

① 天守閣

建物規模 地上 3 階

建築年月 昭和 29 年 11 月

構造 鉄筋コンクリート造

階層	床面積 (m ²)	概 要	使用区分
			貸館 (専用使用)
1 階	401.14	受付、ホール、トイレ、学芸員 室、事務室、展示室、機械室、 倉庫	—
中 2 階	45.10	倉庫	—
2 階	280.65	展示室、機械室、収蔵庫、倉庫	—
中 3 階	107.74	収蔵庫	—
3 階	80.77	望楼	○

※ 入口に受付有。入場料が必要な有料の展示施設。3階は貸館。1 階から中 3 階は、主に市が郷土文化資料の展示・保管のために使用。

② 多聞櫓 隅櫓

建物規模 地上 1 階

建築年月 昭和 44 年 11 月

構造 鉄筋コンクリート造

階層	床面積 (m ²)	概 要	使用区分
			貸館 (専用使用)
1 階	190.84	ギャラリー、受付、トイレ、倉 庫	—

※入場料無料の展示施設。

③ 櫓門

建物規模 地上 2 階

建築年月 昭和 44 年 11 月

構造 鉄筋コンクリート造

階層	床面積 (m ²)	概 要	使用区分
			貸館 (専用使用)
1 階	40.32	倉庫	—
2 階	63.6	貸室、宿直室、倉庫、厨房	○

※現在は警備員室及び多目的室として使用。2階貸室は貸館。

④ その他

夜間ライトアップ設備（敷地内6基、敷地外17基）

※ 岸和田城天守閣耐震対策基本計画に基づく耐震化工事及びバリアフリー化改修に伴い、岸和田城天守閣の実物資料展示と資料収蔵機能を、多聞櫓・隅櫓に移転する予定のため、施設の構造・規模等は変更を予定しています。

（４）観光交流センター

ア 名称

岸和田市二の丸広場観光交流センター（平成24年5月28日開館）

イ 所在地

〒596-0073 大阪府岸和田市岸城町7番22号（千亀利公園 二の丸広場内）

ウ 施設の構造・規模等

建築面積：393.86㎡（植栽等付随する外構を含む。）

建物規模：地上1階

構造：鉄骨造 平屋建

施設の内容：休憩、展示、販売等スペース（226.9㎡）

倉庫スペース（27.4㎡）、アーケードテラス（90.1㎡）

男女別トイレ、多目的トイレ（19.14㎡）

その他関連設備等

※ 岸和田城天守閣耐震対策基本計画に基づく耐震化工事及びバリアフリー化改修に伴い、岸和田城天守閣の実物資料展示と資料収蔵機能を、観光交流センターに移転する予定のため、施設の構造・規模等は変更を予定しています。

（５）千亀利公園

ア 名称

千亀利公園（昭和32年6月1日開設）

イ 所在地

〒596-0073 大阪府岸和田市岸城町1823番地の1

ウ 施設の構造・規模等

公園の面積：約4.1ha

施設の内容：八陣の庭、広場、園路、遊具、管理施設等一式

男女別トイレ、障がい者用トイレ、倉庫

※ 施設の詳細、事業実績や現状については、添付資料（８）各施設概要説明資料や各施設ホームページ等をご覧ください。

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園を適正に管理するものとします。

（１）施設の休館（場）日

ア だんじり会館

12月29日から翌年1月3日までの日

イ 市営駐車場

常時開放

ウ 岸和田城

12月29日から翌年1月3日までの日

- エ 観光交流センター
12月29日から翌年1月3日までの日
- オ 千亀利公園
終日解放

※ 指定管理者は、特別な理由があるときは、臨時に休館（場）及び開館（場）することを市に申し出ることができます。市長が特に必要があると認めるときは、休館（場）日の変更、臨時開館（場）・休館（場）を行う場合があります。

（２）開館（場）時間及び利用時間

- ア だんじり会館
 - （ア） 開館時間は午前９時から午後５時までとします。
 - （イ） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。
- イ 市営駐車場
 - （ア） 開場時間は常時開放とします。
 - （イ） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間を変更することができます。
- ウ 岸和田城
 - （ア） 開場時間は午前９時から午後５時までとします。
 - （イ） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間を変更することができます。
- エ 観光交流センター
 - （ア） 開館時間は午前９時から午後５時までとします。
 - （イ） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。
- オ 千亀利公園
 - （ア） 公園は終日開放しておりますが、障がい者用トイレに関しては午前 9 時に解放、午後 5 時に閉場とします。
 - （イ） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

（３）施設利用の許可及び制限に関する要件

- ア だんじり会館 岸和田だんじり会館条例第３条から第５条の規定に基づき、施設の利用の許可及び制限を行ってください。
- イ 市営駐車場 岸和田市営駐車場条例第６条及び第７条の規定に基づき、施設の利用の許可及び制限を行ってください。
- ウ 岸和田城 岸和田城条例第５条から第７条の規定に基づき、施設の利用の許可及び制限を行ってください。
- エ 観光交流センター 岸和田市二の丸広場観光交流センター条例第４条の規定に基づき、施設の利用の許可及び制限を行ってください。
- オ 千亀利公園 行為許可は都市公園条例第４条に基づき、公園施設の使用の許可及び制限を行ってください。占用許可は受付のみ行ってください。

（４）利用許可等の行政手続

指定管理者は、岸和田市行政手続条例（平成 10 年条例第 5 号）第 2 条第 3 号の「行政庁」に該当するため、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城の利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行ってください。例えば、利用の申込みや許可の手続きの方法を予め明示することや、利用許可の取消等の不利益処分を行うことなどが該当します。

（５）管理を通じて取得した個人情報の取扱い及び守秘義務

施設の利用者等に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57

号)第2条第1号に規定する個人情報という。)の保護に関する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはいけません。指定管理期間が終了した場合も同様です。

(6) 管理運営に関する情報の公開

岸和田市情報公開条例(平成12年3月21日条例第9号)の趣旨を踏まえて、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、積極的に情報公開に取り組んでください。

(7) 利用料金制の採用

だんじり会館、市営駐車場及び岸和田城の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及び館条例第8条の規定に基づく「利用料金制」を採用するため、だんじり会館、市営駐車場及び岸和田城の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。また、指定管理者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、当該受託者に対し、関係法令等の遵守に関する啓発に努めてください。

- ア 地方自治法
- イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令
- ウ 個人情報の保護に関する法律
- エ 都市公園法
- オ 岸和田だんじり会館条例及び同施行規則
- カ 岸和田市営駐車場条例及び同施行規則
- キ 岸和田城条例及び同施行規則
- ク 岸和田市二の丸広場観光交流センター条例
- ケ 岸和田市都市公園条例・同施行規則
- コ 岸和田市情報公開条例
- サ 岸和田市行政手続条例
- シ 岸和田市中小企業振興条例
- ス その他、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(9) 各種税の取扱い(インボイス制度への対応含む)

指定管理者として事業を行う上で消費税・地方消費税、印紙税、法人府民税、法人事業税、法人市民税、事業所税、固定資産税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

また、インボイス制度への対応について、課税事業者である利用者から求められたときは、指定管理者の名称と登録番号でインボイスを交付する必要があります。指定管理者は指定管理期間開始までに適格請求書発行事業者としての登録を済ませ、運用方法を決定してください。なお、インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページを確認してください。

国税庁ホームページ URL : <https://www.nta.go.jp/>

(10) 市が推進する施策に準拠した管理運営

- ア 市は、「観光創造ビジョン・岸和田 ～新しいオンリーワンをつくる～」(以下「観光振興計画」という。)において、だんじり会館及び岸和田城は「城下町のまちなみ」「歴史文化」の主な地域資源として位置づけされています。また、市営駐車場、観光交流センター及び千亀利公園については、市民や観光客の受け入れと憩いの場として重要な役割を担っています。観光振興計画の内容を十分にご理解いただいたうえで、計画の趣旨に沿った施設の

管理・運営を実施していただきます。

観光振興計画については、岸和田市HPにて公開しておりますのでご参照ください。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/36-kankosozovisionkishiwada.html>

イ 市は、みどりの基本計画において、公園施設の設置目的や役割を整理しています。みどりの計画の内容を十分にご理解いただいた上で、計画の趣旨に沿った施設の管理・運営を実施していただきます。

みどりの基本計画については、岸和田市HPにて公開しておりますのでご参照ください。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/132-midorikihonnkeikaku.html>

(11) 暴力団等による不当介入や集会、集団行進及び集団示威運動への対応

管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応すべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

ウ 市に報告すること

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が出る恐れのある場合は市と協議を行うこと。

岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号）及び集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和26年3月24日条例第15号）の趣旨を踏まえ、管理業務を実施するにあたり市と連携して対応すること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、効果的・公益的な管理運営によって、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の設置目的が最大限に発揮されることを目指すとともに、市民サービスの向上及び経費節減につながるよう努力してください。

【指定管理者が行う業務の範囲】

ア だんじり会館

(ア) だんじり及び関係資料の展示及び保存に関する業務

(イ) だんじり祭の紹介及び宣伝に関する業務

(ウ) だんじり祭を通じて、地域コミュニティ活動の推進を図るための業務

(エ) だんじり会館の利用に関する業務

(オ) だんじり会館の利用に係る料金の収受に関する業務

(カ) だんじり会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(キ) だんじり会館で実施する事業の運営に関する業務

(ク) その他、だんじり会館の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

イ 市営駐車場

(ア) 駐車場の利用に関する業務

(イ) 駐車場の維持管理に関する業務

(ウ) 駐車場の利用に係る料金の収受に関する業務

(エ) その他、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

ウ 岸和田城

(ア) 本市の観光振興に資する業務

(イ) 本市の歴史又は文化に関する資料の展示に関する業務

(ウ) 市民の交流の場の提供その他地域振興に資する業務

(エ) 岸和田城の利用に関する業務

(オ) 岸和田城の利用に係る料金の収受に関する業務

- (カ) 岸和田城の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (キ) 岸和田城で実施する事業の運営に関する業務
- (ク) その他、岸和田城の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務
- エ 観光交流センター
 - (ア) 本市の歴史、観光及び文化についての情報提供、その他本市の観光案内に関する業務
 - (イ) 本市の歴史又は文化に関する資料の展示に関する業務
 - (ウ) 憩いの場の提供を行うこと。(無料休憩スペースを設けること。)
 - (エ) 城周辺の賑わいをもたらす地域の活性化を図ること。
 - (オ) その他、観光交流センターの設置目的を達成するため市長が必要と認める業務
- オ 千亀利公園
 - (ア) 都市公園の管理運営業務及び維持管理業務
 - (イ) その他都市公園の管理運営上必要と認める業務

注) だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の業務の範囲及び内容については、添付資料(5)「指定管理業務仕様書」をご覧ください。

(2) 留意事項

指定管理者が、施設内に自ら飲料又は氷菓子の自動販売機を設置することはできません。市が自動販売機設置事業者に自動販売機を設置させる場合、指定管理者はこれに全面的に協力するものとします。自動販売機設置に係る経費は全て自動販売機設置事業者が負担するものとしますが、指定管理者は電気代の立て替え払い、釣銭やトラブル時の対応等、必要に応じて協力するものとします。また、自動販売機の管理に関し必要な事項について、自動販売機設置事業者と協議を行い、協定書により定めることとします。

5 指定管理者の指定期間

(1) 指定の期間

令和9年4月1日から令和17年3月31日までの8年間で予定しています。

(2) 留意事項

指定の期間は、市議会での議決により確定することとなります。

6 管理運営に要する経費等

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。なお、各年度において市が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

(1) 施設の指定管理に係る指定管理料

- ① だんじり会館
指定管理料総額 595,373 千円以内(8年間、消費税及び地方消費税を含む。)
- ② 市営駐車場
指定管理料総額 24,408 千円以内(8年間、消費税及び地方消費税を含む。)
- ③ 岸和田城
指定管理料総額 122,065 千円以内(8年間、消費税及び地方消費税を含む。)
- ④ 観光交流センター
指定管理料総額 191,318 千円以内(8年間、消費税及び地方消費税を含む。)
- ⑤ 千亀利公園
指定管理料総額 64,200 千円以内(8年間、消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 光熱費の精算

各年度の収支予算書における電気使用料金は、添付資料（９）各施設光熱費精算計算書に記載の算定式により算出した金額を計上することとし、各年度ごとに精算を行うものとします。

（３）賃金水準の変動への対応

指定管理にかかる各年度の人件費（自主事業にかかる経費を除く。以下、同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、２年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、２年目以降の指定管理料に反映されます。（変動分が負の場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の１.５％上昇分までの金額は、指定管理者の負担となります。

（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

申請者は対象経緯となる人件費等を記載した「対象経費基礎額算定書（賃金スライド制度の運用手引き様式第１号）」を市に提出してください。

賃金スライド制度の詳細については、「岸和田市指定管理者制度における賃金スライド制度の運用手引き」をご参照ください。

（４）その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、だんじり会館、市営駐車場及び岸和田城の利用料金収入は、指定管理者の収入とします。

利用料金の設定については、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定してください。

ただし、実際の利用料金等の設定にあたっては、市長による事前承認が必要です。

イ 観光交流センター及び千亀利公園は無料の施設であり、貸館等も行わないため、使用料及び利用料金制には該当いたしません。

ウ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目事項については、別途協定に定めま

す。

エ だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理運営に関する会計は指定管理料の用途が明確になる形での会計とし、説明を求められた場合、すぐに対応できるようにしてください。

オ 適正な管理の中で指定管理者の経営努力による余剰金が発生した場合、原則として返還は求めません。また、不足が生じた場合は原則として追給は行いません。

ただし、指定管理者の努力に基づく利用料金の増加及び経費の削減を除き、客観的に見て明らかに過剰な余剰金が発生していると認められる場合は、市との協議のうえ、各施設における公益目的の達成のために還元していただきます。

カ 岸和田城天守閣耐震対策基本計画に基づく耐震化工事及びバリアフリー化改修に伴い、岸和田城天守閣の実物資料展示と資料収蔵機能を、多聞櫓・隅櫓および観光交流センターに移転する予定をしており、施設改修期間や、施設改修後の管理運営（必要な人員配置及び管理業務）の仕様について、指定管理期間中に見直しを行います。指定管理料については、利用料金の見込み額及び施設改修期間や、施設改修後の管理運営を考慮のうえ別途協議とします。

（５）留意事項

ア 施設の修繕・修理について

- ① 指定管理者が維持管理する施設・備品の修繕・修理については次のとおりとします。各施設の年間総額を予定金額としてそれぞれその金額の範囲内で原則指定管理者が行うこととします。年間予定金額を超える修繕については、市と指定管理者で協議します。

- (i) だんじり会館
 - ・ 1 件につき 50 万円以下の修繕・修理で大規模改修以外のもの
 - ・ 年間総額 200 万円
- (ii) 市営駐車場
 - ・ 1 件につき 30 万円以下の修繕・修理で大規模改修以外のもの
 - ・ 年間総額 30 万円
- (iii) 岸和田城
 - ・ 1 件につき 50 万円以下の修繕・修理で大規模改修以外のもの
 - ・ 年間総額 50 万円
- (iv) 観光交流センター
 - ・ 1 件につき 30 万円以下の修繕・修理で大規模改修以外のもの
 - ・ 年間総額 30 万円
- (v) 千亀利公園
 - ・ 1 件につき 30 万円以下の修繕・修理で大規模改修以外のもの
 - ・ 年間総額 16 万 4 千円

- ② 修繕にあたっては、着工前に市と協議してください。
- ③ 収支予算書の修繕費には、だんじり会館で 200 万円以上、市営駐車場で 30 万円以上、岸和田城で 50 万円以上、観光交流センターで 30 万円以上、千亀利公園で 16 万 4 千円以上を計上してください。
また、年間の修繕の実施額がだんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター合計で 310 万円、千亀利公園で 16 万 4 千円に満たなかった場合は、その金額を指定管理期間内において、次年度に繰り越すことができます。ただし、指定管理期間内において、修繕金額の総額がだんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター合計で 2,480 万円、千亀利公園で 131 万 2 千円に満たない場合、その差額を市に返還していただきます。
- ④ だんじり会館は 1 件につき 50 万円超、市営駐車場は 1 件につき 30 万円超、岸和田城は 1 件につき 50 万円超、観光交流センターは 1 件につき 30 万円超、千亀利公園は 1 件につき 30 万円超の修繕については市で対応することとしますが、緊急を要する場合や指定管理者で対応した方が適当なものについては別途協議します。
その場合、必要に応じて各施設間の流用を認めることとします。詳細については、添付資料（５）指定管理業務仕様書及び添付資料（６）リスク分担表をご覧ください。

イ 備品等の購入について

市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、年間 100 万円を備品購入費として積算しています。収支予算書の備品購入費は、施設全体の備品購入費として、だんじり会館に 100 万円以上を計上してください。

なお、年間の備品等の購入額が、市の積算額に満たなかった場合は、その差額を市に返還していただきます。

指定管理料から購入した備品の所有権は、指定管理期間中は指定管理者に帰属し、指定管理期間終了後は市又は市が指定する者に帰属するものとします。

指定管理者が自らの経費で購入した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間満了時等においては、原状に復していただきます。指定管理者は市に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、市と事前に協議し、当該備品に異動があった場合は、その都度、市に報告することとします。

ウ リース物件について

施設で利用する以下の設備にかかるリース契約は現契約の満了まで継続して契約するものとします。

- ① コピー、FAX、スキャナー等複合機（だんじり会館）
リース期間 令和 11 年 6 月 30 日まで

- リース料 年間 290,400 円 (@24,200×12 ヶ月・税込)
- ② 入場券販売機 (だんじり会館)
 リース期間 令和 11 年 7 月 31 日まで
 リース料 年間 366,300 円 (@30,525×12 ヶ月・税込)
- ③ 電話機 (だんじり会館)
 リース期間 令和 9 年 6 月 23 日まで
 リース料 年間 132,060 円 (@11,005×12 ヶ月・税込)
- ④ 電話機 (岸和田城)
 リース期間 令和 9 年 6 月 23 日まで
 リース料 年間 110,484 円 (@9,207×12 ヶ月・税込)
- ⑤ コピー、FAX、スキャナー等複合機 (観光交流センター)
 リース期間 令和 9 年 4 月 30 日まで
 リース料 年間 231,000 円 (@19,250×12 ヶ月・税込)
- ※ 現契約期間満了後の更新については、現指定管理者と協議してください。
- ⑥ 望遠鏡 (岸和田城)
 賃貸借期間 令和 9 年 3 月 31 日まで
 賃借手数料 望遠鏡使用料の売上の 80%相当額
- ※ 市が上記のとおり契約しています。更新については別途事業者と協議してください。

エ その他

利用料金収入は、施設利用に供する年度の会計に属するため、令和 8 年度中に市が収納した令和 9 年度利用分については、市は指定管理者に引き継ぎます。また、施設の利用に供する年度が、本指定期間を超えるものについては、市又は市が指定するものに引き継ぐものとします。

7 指定管理者による自主事業

指定管理施設の設置目的の実現を図るため、施設の効果的、効率的な管理運用につながる自主事業の積極的な提案を求めます。ただし、以下に示す事項に従うこととします。

- (ア) 指定管理者の自主事業は、指定管理業務以外のもので、指定管理施設の効果的・効率的な運用管理を実現することを目的として、指定管理者が自ら企画して実施する事業を言います。自主事業の実施に伴う一切の責任は指定管理者が負うものとします。
- (イ) 提案された自主事業の実施の可否は、市が決定します。自主事業を実施しようとする指定管理者は、毎年度、業務開始前に自主事業計画書を提出し、市の承認を受ける必要があります。また、実施する事業の内容や方法は、指定後に市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (ウ) 指定管理者が申請の際に提案した自主事業は、市が認める場合を除いて、協定に定めて実施を義務付けることとします。
- (エ) 自主事業に係る経費は全て指定管理者が負担し、自主事業により生じる収入は全て指定管理者の収入とします。ただし、指定管理者が、自らの提案により、自主事業に伴う収入の一部又は全部を施設の管理運営費の財源として充当し、指定管理料の低減を図ることを可能とします。(この場合は、申請書類の「指定管理業務に関する収支予算書(様式第 3 号①)」において、当該財源の金額を「収入」・「その他」の項目に計上して下さい。)
- ※ 提案された自主事業について、市の判断により実施を認めない事業による収入が提案額に含まれる場合は別途協議により提案金額を変更できることとします。また、自然災害等により自主事業の実施が困難となり、提案した収入が充当できなくなった場合についても、別途協議することとします。
- (オ) 自主事業のための施設の使用について、指定管理者に特別な地位が認められるものではありません。

ません。自主事業は、施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施するなど、本来の施設の設置目的や一般の利用を妨げない範囲でのみ認められます。また、自主事業のための施設の使用が、施設の設置目的内の場合は条例に基づく使用許可を受けて、設置目的外の場合は行政財産の目的外使用許可を受けて、実施することとします。

(力) 指定管理者候補者の提案審査において、指定管理業務に加えて、自主事業についても合わせて評価しますが、審査の公正と公平性を確保するため、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、評価の対象とはしません。

- ① 指定管理施設の設置目的の実現に直接的な関連性を有しないもの
- ② 指定管理施設の効果的、効率的な管理運用につながらないもの
- ③ 事業の実現可能性が十分に認められないもの

上記①～③の観点から、指定管理施設外の施設や土地を使用して実施する自主事業は、原則として、評価の対象とはしません。

(キ) 市では「行政内再分配キッチンカー事業」（公共施設でキッチンカーを出店し、収益を行政内に再分配する事業）を実施しています。指定管理者においても、管理する公共施設を利用し、効率的な収益の向上を図ってください。自主事業の収益は、全て指定管理者に帰属するものとします。

(ク) 自主事業を提案する場合は、申請書類の「自主事業実施計画書（様式第2号③-2）」及び「自主事業予算書」（様式第3号③）を提出して下さい。

(ケ) 自主事業を実施する指定管理者は、自主事業に係る収支を、指定管理業務に係る収支と明確に区別して管理し、毎年度終了後、事業報告書により市に報告することとします。

<参考>

指定管理業務及び自主事業

事業区分	内容	経費の負担方法	収入の種類	収入の帰属先
指定管理業務	条例や仕様書等により、指定管理者に対して実施を義務付けている業務			
指定事業	指定管理業務のうち、市が仕様を定め個別具体的に示す業務	指定管理料 利用料金	使用料	市
			利用料金	指定管理者
			興行収入等事業収入	市
企画提案事業	指定管理業務のうち、具体的な方法等について、指定管理者の企画提案に委ねる業務	指定管理料 利用料金 企画提案事業の収入	使用料	市
			利用料金	指定管理者
			企画提案事業の収入	指定管理者
自主事業	指定管理業務外の事業で、指定管理者の責任と費用のもと実施する事業	自主事業の収入	自主事業の収入	指定管理者

8 申請資格

申請の資格を有する者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。なお、個人での申請は受け付けません。

- ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- ③ 岸和田市建設工事指名停止要綱に基づき指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 本市と現在係争中でないこと
- ⑤ 岸和田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 会社法に基づく特別清算又は破産法に基づく破産手続きを開始していないこと。
- ⑧ 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと
 - ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと
 - エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと
 - オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと
- ⑨ 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと
- ⑩ 指定管理者の募集に係る現地説明会に参加していること。なお、複数の法人等による申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請することができます

9 複数の法人等による申請

だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱ってください。
なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。
- ② グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、あらかじめグループ内において別途協定書等で定めおき、市に報告してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- ④ 次に記載する「10（4）⑤提出書類」（ソ）から（ツ）までについては、構成団体ごとに提出してください。
- ⑤ 代表となる団体は、現地説明会に必ず参加してください。

10 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を市の施設所管部署が保管することとし、副本は、指定管理者の候補者（以下、「指定管理者候補者」という。）を選定後、破棄します。

申請に際して市に提出された書類は返却いたしません。申請窓口は、岸和田市魅力創造部観光課とします。

（1）募集要項等の配布等

募集要項等は次の要領で配布します。ただし、窓口での配布は行いません。

- ア 配布期間
令和8年7月10日（金）から令和8年9月4日（金）まで
- イ 配布方法

募集要項等については、下記岸和田市魅力創造部観光課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/siteikanri-bosyu.html>

ウ 募集要項などの問い合わせ

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所魅力創造部観光課 担当：坂部・薮内

(電話) 072-423-9486

(E-mail) kankou@city.kishiwada.lg.jp

岸和田市役所建設部公園緑地課 担当：中川・竹原

(電話) 072-423-9579

(E-mail) kryokuchi@city.kishiwada.lg.jp

(2) 現地説明会及び施設見学会の開催

募集要項等の説明会を次のとおり開催します。当説明会に参加しない法人等は、指定管理者への申請はできません。

当説明会に参加する場合は、事前に必ず参加申込をしてから参加してください。

なお、グループにより申請する場合は、少なくとも代表となる団体が現地説明会に参加してください。

ア 説明会

日時：令和8年7月22日(水) 9時30分から12時00分

場所：岸和田市 職員会館 2階大会議室

連絡先：岸和田市魅力創造部観光課 072-423-9486

イ 施設見学会

日時：令和8年7月22日(水) 13時00分から16時00分

場所：岸和田市 職員会館 1階 ロビーに集合

連絡先：岸和田市魅力創造部観光課 072-423-9486

ウ 参加申込方法

現地説明会申込書(様式A)に法人名、参加希望者名及び連絡先を記入のうえ、令和8年7月17日(金)午後5時必着で電子メールもしくは郵送(期日必着)のいずれかの方法により、岸和田市魅力創造部観光課まで申し込んでください。

電話による申し込みは一切受け付けません。

エ 資料の持参

現地説明会にはダウンロードした要項等の資料をプリントしてご持参ください。当日は説明用資料を用意いたしません。

オ 施設見学会への移動

説明会会場(職員会館)から施設見学会会場(だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター、千亀利公園)への移動手段は各自でお願いします。

カ 問い合わせ

現地説明会及び施設見学会に関する問い合わせは、岸和田市魅力創造部観光課にお願いします。各施設への問い合わせは受け付けません。

(3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項等の内容等に関して質問がある場合は、質問票(様式B①、様式B②)を提出してください。

ア 質問の受付

① 受付期間

令和8年7月10日(金)から8月5日(水)までの午前9時から午後5時までとします。

② 受付場所

(i) だんじり会館、市営駐車場、岸和田城及び観光交流センター

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所魅力創造部観光課 担当：坂部・藪内
(電話) 072-423-9486
(E-mail) kankou@city.kishiwada.lg.jp
(ii) 千亀利公園

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所建設部公園緑地課 担当：中川・竹原
(電話) 072-423-9579
(E-mail) kryokuchi@city.kishiwada.lg.jp

③ 受付方法

質問票は、持参又は郵送、電子メールのいずれかで提出するものとします。電話や口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

受付期間終了後7日以内に、電子メールにて、全参加者に質問内容及び回答を送付します。また、当該回答については、随時、岸和田市ホームページにおいても公表します。ただし、質問者名の公表は行いません。また、回答が遅れる場合は別途連絡します。

(4) 申請書類の受付

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次の要領で申請関係書類を市に提出してください。

① 受付期間

令和8年8月6日(木)から9月4日(金)までの午前9時から午後5時まで
(期日を過ぎたものについては受け付けることはできません。)

② 受付場所

上記(3)アに記載の質問受付場所と同じ、岸和田市役所魅力創造部観光課

③ 受付方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、書留郵便により受付期限の9月4日(金)午後5時必着とします。

受付に際して、提出書類の不足等の点検を行ないますので可能な限り持参していただくか、郵送であれば早めの提出をお願いします。

なお、持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)にご持参ください。

(提出書類に不備や不足がある場合は、受付期間内に修正又は不足書類の提出が必要です。)

④ 提出部数

正本1部、副本16部

副本は、コピーで結構ですので押印や原本の添付は不要です。

⑤ 提出書類

提出書類は、原則としてA4版(A3版を折り込んでA4版とすることは可)とし、様式に準じて作成してください。(カ)～(ク)の書類について、業務の一部を第三者に委託する場合は、可能な限りにおいて受託者ごとに金額を表記してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合もあります。

また、グループによる申請の際は、下記の(サ)～(ス)をの書類を、(ソ)～(ツ)の書類は構成団体ごとに提出してください。

(ア) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

(イ) 事業計画書(様式第2号①)

(ウ) 内容(様式第2号②)

(エ) 指定管理業務実施計画書(様式第2号③-1)

(オ) 自主事業実施計画書(様式第2号③-2)

(カ) 指定管理業務に関する収支予算書(様式第3号①)

(キ) 企画提案事業実施予算書(様式第3号②)

- (ク) 自主事業予算書（様式第3号③）
- (ケ) 管理体制計画書（様式第3号④）
- (コ) 勤務ローテーション計画書（様式第3号⑤）
- (サ) グループ構成員表（様式第4号）
- (シ) グループ結成協定書（任意様式）
- (ス) グループ委任状（任意様式）
- (セ) 障害者雇用計画書（様式第5号）
- (ソ) 誓約書（様式第6号）（※1）

（※1）場合により別途、役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

- (タ) 財務関係書類（直近3事業年度分）（※2）

株式会社等	公益社団法人・公益財団法人等
決算書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 附属明細書 勘定科目内訳明細書	貸借対照表 正味財産増減計算書又は活動計算書 正味財産増減計算書内訳表（※3） 財務諸表の注記 附属明細書

（※2）設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をご提出ください。また、設立後3事業年度末経過の法人等にあつては、既往事業年度分の上記書類に加え、収支予算書又はこれに類する書類をご提出ください。

（※3）申請者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は提出不要です。

- (チ) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

- (ツ) その他添付書類

1. 法人等の定款又は寄附行為の写し、登記簿謄本及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書
2. 法人等のうち、法人及び認可地縁団体以外の団体（権利能力なき社団等）にあつては、これに準ずる書類（会則又は規約、役員名簿、代表者が選任された総会等の議事録等）
3. 岸和田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書の写し（1ヶ月以内に交付されたもの。納付義務がない場合には、申立書）
4. ISO14000 登録書の写し（取得している場合）
5. その他市長が必要と認める書類

- (テ) 対象経費基礎額算定書（賃金スライド制度の運用手引き様式第1号）

⑥ 提出書類の扱い

- a 市に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改変して使用できるものとします。
- b 市が保管する提出書類（正本1部）については、岸和田市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予めご承知おきください。
- c 指定管理者候補者に選定された団体による提出書類については、議会による議決を得た後は、本市情報公開条例に基づき、公開される場合があります。ただし、指定管理者候補者に選定されなかった団体による提出書類については、一切開示しないものとします。
- d 岸和田市暴力団排除条例に基づき、提出書類のうち、必要な書類を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供する場合があります。

⑦ 提出書類への押印

法人等のうち、法人にあっては印鑑証明書にある登録印を、認可地縁団体にあっては自治体が発行する印鑑登録証明書にある登録印を押印してください。法人等のうち、法人及び認可地縁団体以外の団体（権利能力なき社団等）にあっては、押印は不要とします。

11 指定管理者候補者の選定

（１）申請資格の審査

指定申請書等の受付後、申請者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。なお、参加資格要件を満たしていない申請者には、個別に連絡します。

（２）指定管理者審査委員会による審査・選定

指定管理者候補者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部有識者等で構成される岸和田市指定管理者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、提出された事業計画書等の審査及び申請者によるプレゼンテーションを実施のうえ、別紙の審査基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理者候補者として選定します。

（３）審査基準等

別紙「だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園指定管理者候補者審査基準」に基づき、審査委員会で審査します。

（４）審査の方法

プレゼンテーション審査の実施

申請者には、審査委員会において提案内容についてのプレゼンテーションを実施していただき、審査委員会との質疑応答を行っていただきます。（※４）

プレゼンテーションの内容と、申請時に提出していただいた指定申請書等を踏まえて、審査委員会が総合的に評価し、指定管理者候補者を選定します（市長決裁を経て正式に指定管理者候補者となります）。プレゼンテーションの実施日は、後日通知します（10月下旬頃実施予定）。

（※４）多数の申請があった場合は、プレゼンテーション審査への参加団体を3団体程度に絞らせていただく場合があります。その際は、岸和田市指定管理者審査委員会により事前審査（書類審査）を実施します。事前審査を実施する場合は、申請者に対してその旨を通知します。また事前審査の結果についても、同様に申請者に通知します。

（５）失格事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- （ア）提出書類において申請者が提案した指定管理料の総額が、上限額として市が示す指定管理料の総額を超えていた場合
- （イ）申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは審査委員会委員に個別に接触した場合
- （ウ）公平な選定を妨げる行為があった場合
- （エ）提出書類に虚偽又は不正があった場合
- （オ）提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- （カ）複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- （キ）提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- （ク）申請資格要件を満たさなくなった場合
- （ケ）その他不正行為があった場合

（６）審査結果の通知

指定管理者候補者の審査結果は、審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。

(11 月下旬を予定)

(7) 審査結果の公表

指定管理者候補者を選定した審査結果等については、岸和田市ホームページで公表します。

審査結果の公表については、委員全員の合計点数とともに指定管理者候補者に選定された団体の名称を公表します。ただし、選定されなかった団体については、その名称については公表しません。

(8) その他

(ア) 指定管理者候補者として選定された後、市との協議の結果が不調となった場合、審査結果が次点であった申請者を指定管理者候補者とする場合があります。

(イ) 指定管理者審査委員会における審査は、申請者の提案の具体的内容をすべて承認するものではなく、提案を総合的に審査し、指定管理者候補者を選定するものです。したがって、提案事業や自主事業のすべてを市がそのまま承認するものではなく、協定締結までの間に提案内容の修正を求める場合があります。

12 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された法人等については、令和8年 12 月招集予定の岸和田市議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、選定後に「11(5) 失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定しないことがあります。

13 指定管理者との協定の締結

(1) 協定の締結

指定の議決後、指定管理業務等を実施するにあたって必要な事項を定めた「基本協定書」及び「年度協定書」を締結します。協定の具体的な内容は、添付資料(4)「基本協定書(案)及び年度協定書(案)」をご参照ください。

(2) 指定管理料の決定

提案のあった指定管理料の額を基本として、市と協議の上、指定管理料を決定します。ただし、実施事業や仕様に変更がある場合は、指定管理料が変更となることがあります。

14 管理状況の把握と評価・監査

(1) モニタリング

市は、指定管理者による施設の適正な管理運営及びサービスの提供を確保するため、通年でモニタリングを行います。モニタリングは、大きくは「履行確認」「サービス水準の確認」「事業収支の確認」3点をポイントとして確認します。また、指定管理者においても、市の公の施設を市に代わって管理運営するという考えに基づき、自ら適正な管理運営を確保するよう努めてください。

モニタリングに際して、市が資料等の提出を求める場合は、遅滞なく対応していただくをお願いします。市は、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園管理運営業務に関する事業報告書、業務報告書等各種関連資料の提出を受けて、評価等を行うことを予定しています。

(2) 利用者の声の把握

指定管理者は、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園利用者のサービスの向上等の観点から、利用者アンケート調査等により、施設利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、聴取結果をその後の管理運営に反映させてください。また、聴取結果及び業務の改善状況等について、市に報告してください。

(3) 事業計画書の提出

指定管理者は、市との協議を経て、市が指定する日までに次年度の事業計画書を提出していただきます。

(4) 事業報告書の提出

事業年度終了後又は指定を取り消された日から 30 日以内にだんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園管理運営業務に関する「事業報告書」(管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入の実績、管理業務に関する経費の状況、収支比較、成果目標の達成状況、管理業務に関する自己評価、その他市が必要と認める事項)を提出してください。

なお、業務の一部を第三者に委託した場合は、管理業務に関する経費の状況及び収支比較に、受託者を明記してください。

さらに、市が必要と認めた場合は、臨時に報告を求めることがあります。

(5) 連絡会議の開催

市と指定管理者は、だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理運営に関して意見交換や信頼関係構築等のため、定期的に連絡会議を開催します。連絡会議の開催の頻度や日程については、市との協議で定めます。

(6) 監査の実施

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項、第 252 条の 42 第 1 項に基づき、指定管理者が行う施設の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(7) 財務状況の確認

市で団体の財務状況を把握する必要があるため、本募集要項の「10 指定の申請の手続き、(4) 申請書類の受付、⑤ 提出書類、(タ) 財務関係書類」に掲げる書類を、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に、又は決算確定後遅滞なく当該事業年度分を提出してください。

(8) 岸和田市指定管理者審査委員会への出席

施設の管理状況を確認するため、外部の学識経験者で構成される「岸和田市指定管理者審査委員会」において、施設の管理実績に関する審議が行われます。市が必要と認める場合は、指定管理者に当該審査委員会へご出席いただく場合があります。

(9) その他

管理状況の調査等に関して、市は実地調査や日報、月報等業務報告を求める場合があります。指定管理者には、指定管理者制度の趣旨を踏まえて、これら市からの求めに対して誠実に対応していただきます。

15 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として別添資料(6)「リスク分担表」に定めるとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項あるいは、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

16 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 市への報告

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者による施設の管理運営業務の内容や水準に問題があると認められる場合、もしくは管理の継続が困難になった場合、又はそのおそれがあると認められる場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が予め指定した期間内に改善することができなかった場合には、市は、

指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

(3) 指定管理者の指定の取消し

以下の場合には、市は直ちに指定を取り消し、又は期日を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ア 市の勧告、指示に従わないとき
- イ 納付金の支払いに遅滞があるとき 【市に対する納付金が発生する施設のみ】
- ウ 団体の財務状況の悪化が認められるとき
- エ その他、管理を継続することが適当でない又は困難であると認められるとき

(4) 市に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

17 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして市との協定の締結に応じないとき
- イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でない認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、市の承認を得たうえで、専門の事業者等に委託することができます。再委託しようとする業務については、年度当初に年度事業計画書により一括で承認を求める等、必ず事前に市から承認を受けてください。また、年度途中追加又は変更がある場合も、必ず事前に市の承認を求めてください。

なお、に再委託先事業者として、暴力団に関係のある事業者を選定することはできません。また、指定管理者は、再委託事業者から暴力団関係者でない旨の誓約書を提出させ、当該誓約書を市に提出してください。

また、指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合は、当該受託者に対し、関係法令等の遵守に関する啓発に努めてください。

(3) 施設等の引継ぎ

だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園の管理運営業務の引継ぎについては、指定管理者指定後、適宜行うものとします。なお、引継ぎに要する経費は、新指定管理者の負担とします。

(4) 利用許可等の引継ぎ

令和9年3月31日以前において、既に利用の申込があった貸館利用や実施が決定している各事業等については、現指定管理者から新指定管理者に引継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者等が不利益を被らないように配慮してください。

(5) 天災その他不可抗力の事態が発生した際の対応

大規模災害等が発生した際は、指定管理者は、利用者の避難誘導、安全確保及び関係機関への通報等についての的確な対応を行ってください。なお、災害防止、人命救助等の緊急対応が必要な場合は、管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により柔軟に

対応し、対応後市に報告書の提出をしてください。

天災その他不可抗力による事業の中止・延期に伴う利用者への対応は別途市との協議のうえ、取り決めるものとします。事業の中止・延期に伴い指定管理者に発生した費用・損失の負担は市の負担とします。

天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧の実施は市が行うこととしますが、指定管理者は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施するものとします。損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い発生した費用は市が負担するものとします（応急復旧も含む）。

なお、施設の一部は、災害等の発生時において岸和田市地域防災計画で避難所として指定されています。そのため、指定管理者に対して開設時の初動対応や応急活動への協力を要請する場合があります。

指定管理者は、大規模災害等が発生した際の対応マニュアルを作成するとともに、日常的に市と連携を図り必要な協力をしてください。

また、大規模災害等が発生した際は、岸和田市地域防災計画で避難所として指定されていない施設でも、災害等の発生状況によっては、公の施設であることを鑑み、避難所の対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への協力を求める可能性があります。場合によっては、市の指示に従っていただく場合があります。

詳細については、別途市との協議のうえ、取り決めるものとします。

18 問い合わせ

だんじり会館、市営駐車場、岸和田城及び交流センター

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所魅力創造部観光課 担当：坂部・藪内

（電話）072-423-9486

（E-mail）kankou@city.kishiwada.lg.jp

千亀利公園

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所建設部公園緑地課 担当：中川・竹原

（電話）072-423-9579

（E-mail）kryokuchi@city.kishiwada.lg.jp

19 添付資料（配布物は配布資料一覧でご確認ください。）

（1）だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園指定管理者
指定申請関係書類

- （ア）指定管理者指定申請書（様式第1号）
- （イ）事業計画書（様式第2号①）
- （ウ）内容（様式第2号②）
- （エ）指定管理業務実施計画書（様式第2号③-1）
- （オ）自主事業実施計画書（様式第2号③-2）
- （カ）指定管理業務に関する収支予算書（様式第3号①）
- （キ）企画提案事業実施予算書（様式第3号②）
- （ク）自主事業実施予算書（様式第3号③）
- （ケ）管理体制計画書（様式第3号④）
- （コ）勤務ローテーション計画書（様式第3号⑤）
- （サ）グループ構成員表（様式第4号）
- （シ）グループ結成協定書（任意様式）
- （ス）グループ委任状（任意様式）
- （セ）障害者雇用計画書（様式第5号）
- （ソ）誓約書（様式第6号）

- (2) だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園 説明会参加
申込書(様式A)
- (3) 質問票(様式B①、B②)
- (4) 基本協定書(案)及び年度協定書(案)
- (5) 指定管理業務仕様書
- (6) リスク分担表
- (7) 条例等
- (8) だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、観光交流センター及び千亀利公園概要説明資料
- (9) 各施設光熱費精算計算書
- (10) 岸和田市指定管理者制度における賃金スライド制度の運用手引き
 - (タ) 対象経費基礎額算定書(賃金スライド制度の運用手引き 様式第1号)